

広がる韓国の反核運動



扶安 (プアン) 反核カプセル

2004年2月14日、核廃棄物処分場問題に決着をつけた、自主住民投票がカプセルとして埋められている。黒い御影石には、「核なき世界 生命平和の扶安 (プアン)」と記してある。

(写真：左 長田浩昭さん、右 中島哲演さん)

在韓ビビタカ

第48号
2007.7.17

在韓被爆者問題市民会議
〒158 0093 東京都世田谷区上野毛4 33 20
中島竜美方
郵便振替 001302355828
電話 03(3701)5916

(もくじ)

私の出会った韓国の反核運動	阿蘇 敏文	2
日本基督教団 百人町教会牧師	渡辺 峯	4
宗教者の反核運動	総会開催	
第十九回在韓被爆者問題市民会議	笹本征男 (市民会議運営委員)	7
『最高裁にみる司法の限界と今後の展望を考える』	中島竜美	7
ブラジル被爆者 盆子原さんからお話を聞く		10
2007年写真展開催のお知らせ		12
書評『ビキニ事件の表と裏』		12
詩『血の儀式の再来』	丁 章	13
控訴棄却「朝鮮女子挺身隊員訴訟」・不法行為認定名古屋高裁	有岡道夫	14

市民会議ホームページご覧下さい。
<http://www.asahi-net.or.jp/hn3t-oikw>
 E-mail:jcpd@peace.email.ne.jp

私の出会った韓国の反核運動

日本基督教団 百人町教会牧師 阿蘇 敏文

私は一九四〇年、今の朝鮮人民共和国、清津に生まれました。敗戦時は五才で妹が二人。父母に背負われて山中の雪の中を逃げました。下の妹は母親の乳が出なくなり餓死してしまふ。土に埋めましたがその場所はわかりません。いつか南北の統一が成ったら訪れて探したいと思っています。逃げる途中、朝鮮人のおばあさんたちがひそかにおにぎりを作ってくれたり、匿ってくれたり、何度も助けられました。

汽車で移動中、向こう側へ着けば連合軍占領地という鉄橋を通過しているとき、橋の真中で汽車が動かなくなってしまう。結局ソ連占領地へ連れ戻され収容所へ入ることとなります。その後この収容所から五家族だけが逃げ出しましたが、私たちもその一族でした。更に逃避行を続ける中で父が捕まり連れ去られました。その時、父は母に剃刀を渡して、「三日たって自分が帰らなかつたら子どもたちを殺して死ね」と言い置いたそうです。幸い三日目の夜、

父は戻り、私たちは日本に辿り着くことが出来ました。

このような生い立ちに加え、私たちの教会は一九七八年から韓国のある教会と姉妹関係を結んでいます。毎年合同の集会を開くなど往来、交流を深め、教会では韓国語講座なども行っています。

以上のようなわけで私は特に韓国に親しみを感じ、深い関心を持っています。しかしこの数年、大きな現場の運動に直接ふれる機会がなかったので、最近の韓国での反核運動についての韓国の友人からの情報および、真宗大谷派の僧侶である友人、長田浩昭さんの『韓日反核フォーラム 2006』に参加して（注1）を参考にしながらお話したいと思います。

二〇〇四年、低レベル放射性廃棄物処理場建設をめくって全羅道扶安（プーアン）の地域住民と政府とが大きく対立しました。

激しい闘いの後、住民側はセマングム干拓地の防潮堤は築かれてしまったものの、処理場を斥けることは出来ませんでした。その後、処理場敷地問題は慶尚道慶州（キョンジュ）が誘致して一応着しましたが、政府からの補助金の問題で慶州地元へ長い対立が続いたようです。今後は韓国でも日本同様、高レベル廃棄物処理場の立地、老朽原発をどうするかが大きな問題となつてきます。

長田浩昭さんは自身のお寺の地元で珠洲原発反対運動を闘った人ですが、扶安の闘いの終わり頃、二〇〇五年の初めにかの地を訪れ、昨二〇〇六年秋には前記フォーラム出席のため扶安、慶州、さらに、原発増設や処分場問題を抱える月城（ウォルソン）、釜山（プサン）、蔚山（ウルサン）を訪ねています。彼は次のように語っています。「〇六年、交流会に来ていたある扶安の方が、『抗議運動の際、目の前の機動隊の中に自分の息子を見つけたとき、本当に泣いて泣いた。一人デモの際、投げかけられた嫌がらせの言葉、その人の顔を忘れることが出来ない・・・』と話された時は胸が詰まった、自分が関わった珠洲原発反対の人々の姿と重なるからだ。」彼はま



市民会議で講演する阿蘇敏文さん

た、「原発、処分場の計画は、たとえ撤回されても住民の心の傷と分断が最後に残される。そこに『国策』というものの真の姿がある」という怒りを感じ、扶安の人々の悲しみに連帯していける人間でありたいと深く思った」とも言っています。

先に述べたように扶安の闘いの後、舞台は慶州に移り、慶州が処理場を引き受けることになりました。慶州でも反対運動はあったのですが、扶安との大きな違いは何だったのか。勿論そこには歴史的な背景として「保守の慶尚道」と「反権力の全羅道」の違いがあるでしょう。しかし、扶安では仏教、カトリック、プロテスタント、その他諸宗

教者が連帯して反対運動の先頭に立ったのに対し（三步一拝デモ行進等、注2）、慶州では、日本の京都のように仏教寺院が競を連ねているにもかかわらず、宗教者の姿が見られなかったということではないでしょうか。その点について長田さんは次のように書いています。「運動が成立し継続するということの中には、どこかの時点で、人間の根源的などころから発する宗教的な問が必要となるのではないか。ここで言う宗教的とは、『死に往くいのちと生まれ来るいのちの間に生きる、一人の人間としての責任性』である。……」

現在日本はアジアへの原発輸出に力を入れています。九〇年代からインドネシアへ輸出する話があったが、途中、不況で滞っていたのが今また進んでいます。二〇二五年までに四〇〇万KWの原発を完成させたい、そのためには〇八年に契約を成立させなければ、というわけで米、独、韓、日が競っているが、韓国がぬきんで進んでいるようです。すでに〇六年にはイドヨノとノムヒョンが核利用に関して戦略的パートナー宣言をしていますし、政府間の人事交流も盛んの様子です。日本企業も競っていま

すが、一方、日本の原発の人たちはインドネシアの原発の人々と連帯しながらキャンペーンを行っています。インドネシアの人々は今、韓国の原発の人々とも連帯して戦いたいと願っているようです。

その他、日本で出された廃棄物の捨て場にも関連して日比、日タイの自由貿易協定が結ばれようとしています。すでに決まった部分も国民に知らされていないか、たり、民衆間の原発運動の連携の必要性を強く感じさせられます。

阿蘇敏文さんは「JFC (Japanese Filipino Citizens) ネットワーク」理事長などさまざまな活動に関わっておられるが、河合塾講師でもあり、若い人々とも深く交わっておられる。韓国のお話のあと、若い人に関する質問もあり、それに応えて農園ゼミの若者たちを語ってくださいました。

河合塾には受験「教科」クラスのほかに「ゼミ」があり、開発問題、経済援助など、アジアとの関連ゼミもいろいろあります。私は「農園ゼミ」というのを持っていて、大勢の若者たちが来ています。毎週土曜日に鶴川の農園に集まり、食事を共に作

り、農作業をし、酒を酌み交わし、麻雀したり一日一緒に過ごします。鶴川で出来ない農作業の田植え、稲刈り、味噌作りや、合宿の時には、竜ヶ崎の農園に学生たちが来て泊まります。遊んだり話したり、土、虫、鳥など自然に接する中で、外国人を含む人間と人間の交流を深めています。今まで何も語らなかつた子が語りだし、他の人達が涙を流して聞く。私はその中において、今本当に多くの若い人たちが苦しんでいるこの社会の状況を痛感させられます。

私は昔、中高の教師をしていましたが、いま考えると教師として基本的に考え方がおかしかつたのではないか、権威の塊だつたのに気づかなかつたのではないか、と思います。今の若い人たちは社会の問題に関心がない、行動しない、とよく言われます。本当にそうでしょうか。私は入管関係の収容所に面会に行くときなど、若い人たちを連れて行きます。さまざまな形で不自由な滞日をしている人々が置かれているこの日本の現状、特に小さな子どもたちのことなどいろいろ聞いて、外に出たとたん、泣き出す女の子もいるし、自分のパスポートを破りたくなつた、という若者もいる。自分が傷ついているから人の痛みがわかるのです。収容所に毎週行っているボラ

ンティアのおばさんたちと一緒に、日本語勉強の手伝いをするようになった人たちもいます。裁判の傍聴にも私は若い人たちと一緒にいきます。それらのところで知り合つた外国の人たちや弁護士さんに、私たちのところに来てもらつて、話を聞いたり、語り合つたりしています。原発の話も出ます。

若い人が来ないというのは、私たちが若い人の助けを求めないからではないか。日比混血児の父親を探す運動など、次々と若者が来ています。若い人たちに助けを求めましょう。

注1 『原子力行政を問い直す宗教者の会 フォーラムNo.17』所載

宗教者の反核運動

私が学生時代から関わってきた日本基督教女子青年会(YWCA)は、キリスト教を基盤とする団体で、戦後、憲法九条の実現と『核』否定』を運動の大きな柱にして歩んできた。当初は、核の「平和利用」を必ずしもはつきり否定しなかつたが、核兵器も原発も同じ原理であり、廃棄物等の長期にわたる危険も同じだと繰り返

注2 プアン県におけるセマングム干拓事業の中止をもとめる闘争で、自分たち自身が生態系破壊の共犯者であることを認め、懺悔の祈禱をしながら、六十五日間、三〇九キロの道のりを、三歩進んでは地に伏して拜むことをおこなつた行進。

(文責 渡辺 峯)



渡辺 峯

返し指摘してきた。六〇年代、世界YWCAの総会で日本代表がこのことを発言し、他国代表から「平和利用をも否定するのか」と大議論になったこともあった。一九七〇年、日本YWCAは全国総会で、すべての「核」を否定する立場を鮮明にする。「より速く、より便利に」をひたすら求めて突つ走る現代文明のあり方は、

どこかで決定的におかしくなっているのではないか、その先端が「核」であるという考え方であった。私たちは原子力についての細かい知識は十分でなかったかもしれないが、何か人間としての直感が、総会でこの決定に至らしめたのだと思う。その後の三〇余年はこの方向の正しさを確認する歩みであり、基盤とするキリスト教の信仰に導かれてのことであつたと思つてゐる。

この十年程、私はYWや日本キリスト教協議会のつながりで「原子力行政を問い直す宗教者の会」に関わつてゐる。仏教諸宗派、キリスト教など、それぞれの信じる宗教、住む場所は違つても、生命の尊厳を重く受け止める宗教者として共になすべきことがあるのではないか、この国の原子力行政の方向、あり方を問い直していかなければならない、として90年代の初めに発足した会である。

ある年、この会の全国集会で、下請け、孫受けにいたる被曝労働者の問題、現場からの証言を聞いたときはショックだった。特別な事故でなく平素の修理、部品交換時でさえ、高濃度の放射線を浴びるこれ

らの労働者（外国人を含む）に対し、放射線管理手帳があるからといって、どれだけきちんとその線量が管理されるか。本人たちにそのとてつもない危険がどれだけ認識されているか。これは「自己責任」ですむ問題ではない。被曝線量の関係から一日の労働といつてもごく短時間しか働けない場合も多く、しかも構内に無為にとめおかれることになる。その場合の「非健康的な」諸問題……。ある人が、「これは真の労働を阻害する『労働』だ」と言つた。しかし原発はこのような労働なしには成り立たないのである。

「宗教者の会」の真宗大谷派の僧侶、長田浩昭さんは次のようなことを書いてゐる。珠洲原発立地調査の際、対峙した地元住民の中の老婆が質問した。「なぜ関西の電力会社が能登半島のこんな所まで来て発電所を作るのか。」作業員はソフトな笑顔で、しかし真剣に対応しようとして答えた。「あのな、おばあちゃん、人の多い大阪に作つて、もしものことがあつたら大変だとわかるやろ。」それにぶつけた老婆の怒りは「人間をモノのように扱つて、あんた、それでも人間か!」との言葉であつた。長田さんはそれを聞いて信仰者として深く感

じるところがあり、以来僧衣で一軒一軒訪れて原発運動に関わつたという。

風光明媚な若狭は原発銀座と言われるほどの原発密集地であるが、その中で小浜市は原発に取り囲まれながら一基の建設も許していない。その小浜の真言宗の古刹の住職、中島哲演さんは実際の運動はもとより、精神的に原発の支柱となつてゐる方だと思ふ。なぜ過疎地に原発か、を問い続け、一方自分たちのいる若狭の高濃度廃棄物が六ヶ所に運ばれるのを心に苦しく受け止めておられる。彼はその運動の会報で以下のように書いてゐる。「・・・若狭で一五基もの原発集中立地に翻弄され続けてきた四〇余年、自他共に麻痺させられるような環境下で、感性を失うまいとすれば、問題を常に本筋に戻す、根源にたちかえるしか、わたしにできることはなかった。・・・プラウトニウムを増殖する原子炉にあることが文殊菩薩の名をかたらせることは自分には耐え難いこと。『獅子』（注 文殊菩薩は獅子を御する像で表される）は物質的なプラウトニウムなどではさらさらなく、自身の内におごりたかぶる欲望や、余りにも人間的な知識の象徴である。『文殊菩薩の智慧』は、生きとし生けるものと平和に共生する

慈悲と一体のものだ。」

二〇〇四年秋、韓国扶安のカトリック教会のムン・ギュヒョン神父を招いて全国集会を開いた。神父は韓国の仏教、円仏教、キリスト教の方々が共闘する核廃棄場誘致反対運動のリーダーで、先に三〇九キロを六五日かけての三歩一拝大行進を歩き通された。これは元来、仏教の行の一つだが、彼は「私たち自身が生態系破壊の共犯者であることを認め、懺悔の中に神に祈り求める旅であった。」と語っている。「私たちは一人一人、悔い改めと生き方を変えることから始めねばならない。・宗教的なものとはあの世ではなく、この世で起ること、生命と生活を離れては成り立たない。・死の文化のど真ん中においても荒涼とした荒野においても、生命に対する信頼を失わないことだ。」この講演は一同に大きな感銘を与え、お話の後、仏教の方々からも仏典や聖書を引用しての深い応答が行われた。そして四ヵ月後にはこちらから仏教者、キリスト者数名が扶安、ウイドを訪問し、意味深い交わりが与えられた。

「宗教者の会」は原発現地での集会を年二回ほど行うが、このところ毎回、一セッションを当てて、一人が自分の信仰と原発問題

の関わりを語り、話し合っている。すでに日蓮宗、キリスト教、真言宗の方々から伺い、それぞれに非常に感銘を受けた。私はこの会の交わりを通して、各自の信仰の違いを超えて、具体的な問題の中で、生きとし生けるものへの思いを深め、その根源への失われることのない希望を新しくされることを、心より感謝している。

2006 年度会計報告
在韓被爆者問題市民会議

自 2006.4.1 至 2007.3.31

前年度より繰越

669,823.-

収入

会費	141,000.-	但し	45 名
寄付	81,000.-	但し	12 名
個人			
団体			
書籍販売代金	19,270.-		
集会参加費	18,000.-		
利子	27.-		
合計	259,297.-		

支出

会報等印刷、事務費	319,595.-
通信費	96,742.-
会議費・会場費	19,078.-
交通費	2,280.-
在外被爆者来日諸費用	31,018.-
文具	505.-
寄付	5,000.-
合計	474,218.-

差引残高

454,902.-

以上のとおりご報告いたします。

会計

有岡道夫



監査の結果、上記に間違いありません。

会計監査

斉藤喜子



第十九回在韓被爆者問題市民会議

総会開催

笹本征男（市民会議運営委員）

第十九回在韓被爆者問題市民会議総会が、

二 七年六月二十二日、東京都中央区堀留区民館で開催されました。今年は、二月六日、最高裁において在ブラジル被爆者裁判の勝訴判決が下され、旧厚生省の四 一 二号通達の「時効無効」を勝ち取りました。しかし、海外に在住の被爆者が直接被爆者手帳の申請ができないなどの問題が残っています。

総会では 1・活動報告、2・今年度の基本的方向が発表・討議されました。活動として、会報を第四十五号、四十六号、四十七号と三号発行しました。総会では、「会報にみる一年間の活動」という会報の目次の一覧を配布しました。ついで、ブラジルからの森田さん、盆子原さんが、二 七年三月二十七日、アメリカからの友沢さんが、五月一日、厚労省交渉を行い、私たちの会からも運営委員が同行しました。

在外被爆者裁判についての報告がありました。今年度の基本的方向として、在外被爆者支援、裁判闘争支援、議員懇談会との連携、

在外被爆者写真パネルの貸し出しについて 七月二十二日から丸木美術館において展示、例会について 韓国の状況についての学習に力点を置く、が示され、承認されました。

『最高裁にみる司法の限界と今後の展望を考える』

中島竜美

はじめに

在外被爆者裁判のほかに、戦後補償関係の裁判が今年に入って次々と最終段階を迎えている。

その一つ、高裁で勝訴した数少ない事件として注目されていた西松組裁判が、今年四月二十七日「中国人個人に賠償請求権がない」とする初めての最高裁判決が下った。

この裁判は広島県下安野の発電所工事に大戦末期西松建設が中国人三百六十人を強制連行した事件で、苛酷な労働で数多くの死傷者を出した上に、うち十六人が広島西警察に収監され、原爆被災を受けている。

当初は生き残った中国人被爆者中心に取り組まれていたが、裁判では全体を広島で数少ない中国人強制連行事件として、国と

西松建設を相手どり、謝罪と賠償を要求してきたものだ。

戦後補償裁判といえば「強制連行」も「従軍慰安婦」も旧日本憲法で裁かれるため「国家無答責」やいわゆる「時効の壁」が厚く、これを突破するのが難しいが、西松裁判では事実関係を丹念に積み重ね訴え、「強制連行は国と企業が協力してつくりあげた行為。著しく正義、公平に反する特段の事情がある場合、賠償請求に時効適用は許されない」とする勝訴判決を勝ち取っている。

これに対して最高裁判決は、時効に代って争点を請求権に移し、「特段の事情」にふれるのをさげ却下処分をした。

その理由として上げているのは、一九七二年の日中共同声明は、サンフランシスコ平

財政報告については、別項の報告をご覧ください。運営委員会について、今年度も昨年度と同じ陣容で活動することが、承認されました。

和条約と同様の枠組みで、中国人個人の賠償請求権を放棄したと解釈できる」という判断である。これには、「日中どちらの一方も、司法解釈を含めて一方的解釈をしてはならない」としてきた中国外交部が判決後ただちに反対を表明した。

新たな司法救済の道を

この結果、残る中国人強制連行裁判十数件は、すべて道を閉ざされたことになる。現に貧しい暮らしを強いられたり、けがの後遺症に苦しんでいる人びとがいるのにどうしたらいいのか。

判決の末尾に「被害の苦痛は極めて大きく、救済に向けた努力が期待される」と判示したのが唯一の救いである。花岡事件では和解の道がすでに開かれている。今後は基金創設等救済方法もいろいろ考えられよう。

翻って在外被爆者裁判の場合はどうか。他の戦後補償裁判と違って被爆者法があることから、困難な道ではあったが同法の土俵のなかでたたかってきた経緯があり、同じようには語れない側面もある。といって根本的な謝罪と補償問題を今後どうしたら

いいかという重い課題が残されているのが現状である。

そもそも今でこそ在外被爆者問題という名称が当たり前のように使われているが、八十年代までの東西冷戦期には事実上、「在韓被爆者問題」しかなかった。逆にいえば、それだけ突出しており、今から考えても七十年代、密航被爆者・孫振斗裁判を支援しながら日本政府に要求をつけてきた歴代韓国被爆者協会の活動には眼を見張るものがある。韓国政府も一九七四年の第一審勝訴までは、明らかに反対の態度をとっていた。それが七八年最高裁でも勝訴して、被爆者の証しである被爆者健康手帳取得が認められ、これで韓国在住被爆者も政治的解決がはかられるかと思ったが、実行されたのがたかだか一年で六十名の「渡日治療」に過ぎず、それも五年間で打ち切られたことから問題がこじれてしまったのである。

つまり、八七年末、協会が振り上げた拳（二十三億ドル補償要求）が日韓政府間の俎上に乗せられ、九十年の日韓首脳会談で「四十億円」の治療基金拠出に形を変えた後は争いのもとになったしまった。

その後、第二次の裁判闘争として取組むようになったのが九五年の広島元三菱徴用工

裁判であり、九八年の郭貴勲「手当」裁判である。後者の郭裁判ではすでに冷戦後の在米・在ブラジル被爆者との共同行動も実現するという、新たな在外被爆者裁判となつて勝訴を勝取っているのである。

このようにあらためて振り返ってみると、この間国内被爆者を含む内外戦後補償問題への広がりも、僅かずつではあるが行われてきたことがわかる。

次にそのいくつかを記しておきたい。

連動する提訴の動き

郭貴勲大阪高裁判決確定後、次々に行われてきた在外被爆者裁判は連戦連勝を続けている。こうした傾向は、現在日本被団協が全国的に展開している「原爆症認定を求める集団訴訟」にもみられ、運動の狙いの是非は別にしても、認定が却下された被爆者が全国の裁判所に提訴した裁判で次々に勝訴判決が出ており、その広がりには驚くばかりである。この問題の背景には被爆者の母法である原爆医療法時代からの特徴である「被爆者認定」と「原爆症認定」の二段階認定制度の矛盾からきており、被爆者認定は登録制として健康診断が中心、原爆症

認定は科学的に因果関係が明らかかなものだけに限られ、当初は認定患者のみが全額国庫負担として無料治療がほどこされた。現在はその疾病認定の枠組が広げられ、原爆認定を含む「手当」制度となっており、郭裁判では健康管理手当の継続支給が問題となった。

つまり、在外被爆者には先ず被爆者であることが認められるための直接被爆・間接被爆の条件（一号 四号）をクリアした上で、次に疾病の状態によって異なる認定をとることで「手当」支給が行われる。

そのため在外被爆者にとっては終始孫裁判以来、第一段階の「手帳」認定が問題であるのに対して、国内被爆者は現在、被爆者総数の一パーセントに満たない原爆症認定の矛盾について争っているわけである。

このように被爆者法の特徴である二段階の認定制度が同時に突かれているのは前代未聞で、被爆者問題ならではの出来事といえる。

もう一つは、原爆医療法施行以来、「償い」として国家補償を要求してきた被爆者運動にうながされて、数年前から東京空襲被害者の遺族代表が今年三月、国家賠償を求めて東京地裁に提訴したことである。

これはこれまでも政府が恐れてきた国内の戦争被害者が声を上げることであり、成り行きが注目される。

そして三つ目は日本に帰ってきた「中国残留孤児」が生活援護を求めて各地で提訴していることである。これは、北朝鮮から帰国した拉致被害者への支援法がつけられた

ことに刺激されて踏み切ったといわれる。こうして戦後放置されてきた戦争被害者から同時多発的に声が上がってきているのに「戦後レジームの撤廃」などと、せつせと「戦争ができる国づくり」にはげむ

現政権は一体どう考えているのだろうか。相変わらず韓国・中国などには「何度謝罪すればいいのか」と聞き直り、国内に向けては「国民受忍論」を押しつけ、「大国主義」を掲げて脱亜論の化粧直しを続けていくつもりなのか。

結びに代えて

延長国会で参議院選挙の日程が伸びている間に、防衛省に昇格した久間大臣から「原爆投下はしかたがなかった」発言が飛び出した。八月も近づき、被爆地長崎選出の大臣とあつて被爆者団体がさまざま抗議声明を発したのを皮切りに各地で論議を呼んで

いる。安倍首相は当初大臣をかばって火消し役をつとめていたが、それも成らず、遂に辞任に追い込まれるはめになった。

現在の閣僚をみれば、入閣迄は「核武装論議」の必要性を堂々と述べていた面々が含まれている現状では、決して予想外の出来事ではない。

むしろ、最近亡くなった宮沢元首相を最後の「ハト派」と呼ぶほどに右傾化した政権のありようを憂えざるを得ないのである。七月八日（日）朝日新聞朝刊の「声欄」に男子学生（二十歳）の「原爆発言を機に論議を」という投書が載っていた。高校時代

受験勉強中心で現代史の授業は殆ど勉強しないで卒業したと述べている。

筆者はヒロシマ・ナガサキの実態は自ら学ぶものだと思いながらも、一方では、次代を荷う若い人達に、伝えていく努力が足りなかったことを悔やまれてならない今日此の頃である。



ブラジル被爆者 盆子原さんからお話を聞く

五歳のときに被爆しました。爆心地から二キロ地点の舟入川口町の家です。

八月六日、一家に一人、勤労動員に出ねばならず、母が出て、私は足手まといになるため、父が家にのこって、私の面倒を見ることになったのです。

姉は、十四歳。学徒動員で、中央に行っておりまして。

八時十五分、ピカツと光ったとき、父はすぐ机の下に私を押しこみ、その上におおいかぶさったとき、ドーンという音とともに吹っ飛びました。

気がついて、上を見たら、空が見えました。がらくたを掻き分け、外へ出てみると、まわりの家は火がついていました。幸い、私の家のまえば、レンガ作りの漬物工場があつて、その塀で、私の家と隣家だけ、火がつきませんでした。

川に体を洗いに行き、帰ってきてみると、置の上に、黒い雨が、ポトポト落ちていました。

そのあとの記憶がないのです。

次の記憶は、父の自転車に乗せられ、母

と姉をさがしに行った記憶です。

相生橋、寺町、横川、などなど、まわり、その惨状はひどいものでした。

焼けただれた人も、道がないので、またいで行きました。

川をながめると、ちょうど満潮で、死体が多く浮んでいました。防火用水の上に顔を突っこんで、亡くなっている人もいました。水を飲もうとしたためかと思いました。

二、三日経つと、父がこんなことを子どもに見せてはいけないと、兄の疎開先に私をあずけました。

私はガラスの破片で、怪我していました。学生が押さえつけ、ヨーチンをつけてくれました。「あとで、大豆の炒つたのをあげるから」となだめながら。

その後、体中におできができ、ひどい状態でした。小学校四年生のときには、大病をわずらい、一学期間休みました。

弱く、病気がちでしたが、高校へ行ってから、元気になりました。演劇部に入っていました。

卒業後、産業開発青年隊訓練所に入りまし

た。六時から二時まで仕事、三時から十時まで勉強です。建設機械、測量の勉強です。「南米に移住できるぞ」と言われ、どうせ三十歳くらいまで生きればよい、それなら世界を見ておいてもよい、とブラジルへ行きました。

青年隊の土地は、原始林の真ん中にあります。八百ヘクタール。樹木を斧で伐り、乾かし、火をつけます。辛い仕事ですが、楽しくもありました。

食糧はあまりありません。隣町まで、車で半日くらいかかるのです。

肉を得るため、切り株の上に腰掛け、鉄砲を持って待っていると、一メートルほどのトカゲが出てきます。ポツと止まったとき、撃つのです。その瞬間でないと、撃てません。味は鶏肉と同じでした。

青年隊は出入り自由です。居心地がよく、二年間いました。

それからサンパウロへ出て、日系放送のアナウンサーをやっていました。キューバのカストロ革命後は、外国放送はだめといわれてしまいました。

十年目に、父の三回忌で、日本へ来ました。ものすごくブラジルがなつかしく、もどつていきました。

会社を立て、九七年に交通事故にあうまで、いろいろの会社をやりました。植林、測量、伐採した樹をペーパーできれいにするなどです。

測量ではブラジルの北から南まで行ったので、いろいろ学びました。

南は、ドイツ人、イタリア人の入植地です。この人たちは、他とは混じらないで、固まり、ぶどう酒作りをしています。

今、ブラジルは、大豆の生産量は世界一、サトウキビ畑からは、砂糖、アルコール、砂糖もキューバをぬいて世界一ではないでしょうか。味の素も、サトウキビからですね。コーヒーもたくさんできます。

交通事故にあつてからは、二年間のリハビリ後、農場でシイタケ栽培をしています。九八年から、森田さんのところに入りますように、会の手伝いをはじめました。シイタケ栽培は、今、妻の弟が本格的にやっています。

一万年前、アマゾンで生息していた、「南米のタラ」と呼ばれるピラルキーという淡水魚を養殖しています。アマゾンの奥からもつてくるのです。二メートルくらいになっても、子を産みません。十二キ口、三メートルの長さになるのです。昔から、ポルト

ガル・スペインに輸出していました。今、三百匹ほどにふえました。

在ブラジル被爆者は、協会に登録しているのが二百四十一名。国・市・県から、ちがう、とはねられた人が、十名。

夏の集い・映画の紹介

アメリカ映画「ヒロシマナガサキ」

(原題：WHITE LIGHT BLACK RAIN: The Destruction of Hiroshima and Nagasaki)

(一) 七年、上映時間：一時間二十六分

上映日時：二 七年七月二十八日(土)より

上映館：岩波ホール(電話 三三三二六二五二五二)

監督：ステイヴン・オカザキ

一九五二年、カリフォルニア州生まれ。

一九七六年、サンフランシスコ大学映画学科卒業。アカデミー賞に三度ノミネート、うち一度

オスカーを受賞。過去の原爆被爆者関連作品

「生存者たち」(一九八二年)、「マッシュ・クラブ」(二 五年)、「ヒロシマナガサキ」の物語：

十四人の被爆者と原爆攻撃に関係した四人のア

メリカ人関係者の証言を軸に「被爆者の想像を

絶する苦悩に向き合い、彼らの生きる勇氣と尊

厳を深く受け止め私たちが観る者を圧倒する「岩

波ホールのホームページより)。

特別推薦：日本原水爆被害者団体協議会。

被爆者手帳保持者が、百七十七名。うち六十八名は死亡しています。確認証保持者が二名いましたが、二名とも亡くなりました。証人がいなくて、手帳がとれないのが、広島一名、長崎一名です。

在ブラジル被爆者を囲む集い(〇七・三・二四)より

平和のための証言集会「日中戦争七 年 南京虐殺と日本のいま」

日時：二 七年八月十一日(土) 午後一時三十分から五時。会場：東京仕事センター

ホール(飯田橋駅五分)：旧・シニアワーク東京)。

内容：南京虐殺被害者の証言、パネルディスカッション 張連紅さん(南京師範大学

教授、南京大虐殺研究センター主任)、笠原

十九司さん(都留文科大教授、『南京事件』

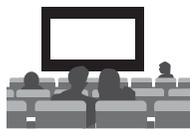
などの著者)、丸川哲史さん(『日中一

年史』の著者)。

主催：平和のための証言集会実行委員会(代

表・西川重則)、事務局：電話・ファックス

三三三二二二五二一。



2007年写真展開催のお知らせ

このほど丸木美術館に在外被爆者の写真展を開催することになりましたのでお知らせします。スペースの関係で36点ぐらいにしぼられますが2005年の写真展をもとに修復等を行い準備いたしました。ぜひ皆さんも丸木美術館へ足を運んでください。

日 時：2007年7月22日(日)～8月12日(日)10時から17時まで

場 所：丸木美術館2階アートスペース

丸木美術館入館料 735円(税込)

交通案内

東武東上線/森林公園駅下車3.5キロ。タクシー12分(駅南口より)徒歩50分
レンタサイクル20分(駅北口より)

東松山駅東口/高坂駅より市内循環バス「唐子コース」運行(日祭/休日除く)

丸木美術館からの送迎もありますが直接問い合せかHPをご覧ください。

丸木美術館 〒355-0076 埼玉県東松山市下唐子1401

電話 0493-22-3266 FAX 0493-24-8371

email: marukimsn@aya.or.jp http://www.aya.or.jp/marukimsn/

書評

七月二十日、かもがわ出版より大石又七さんの三冊目になる本『これだけは伝えておきたい ビキニ事件の表と裏』が出版されました。定価一五〇〇円+税と安価で、大きさも持ち歩くのに適したサイズになっております。八月六・九日を前に必読の書です。

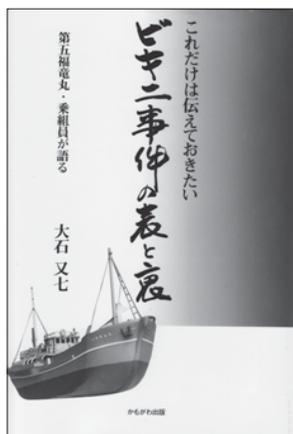
前回の『ビキニ事件の真実 いのちの岐路で』(みずす書房二〇〇三年)から四年が経ちますが、本のタイトルから分かるように『ビキニ事件の真実』から『ビキニ事件の表と裏』に変化しています。もちろんタイトルだけではなく内容も変化しております。この四年間に多くの人たちの調査とりわけビキニ事件に関するアメリカ側の資料などによって、日米政府間によってなされた政治決着の意味が少しずつですがわかってきました。

大石さんはそのことを資料を紹介しながら、ビキニ被爆者がそれに翻弄されてきたことを指摘しています。場合によっては権力のもとで孤立させられたり、裏切られたりすることがあったと推測されます。

しかしながら大石さんのすこさは、自ら困難を打開するための動きを開始することにあります。マグロ塚を築地に作る会の活動、全国の学校を訪れ体験を話す活動、第五福竜丸展示館の中で体験を話すことなど数えたらきりがありません。これらのもとになっている気持ちの奥には被爆した仲間や死亡した仲間への無念さを背負っているからであることがよくわかります。

ぜひ一読することをお薦めします。

(文責 及川 佐)



詩の紹介

血の儀式の再来

丁章

肉を喰らうことは

やはり名誉あることではなかったのだ

殺すことの疚しさを失ってしまった国民が

大義のために堂々と

生け贄を見殺しにする

たしかにベジタリアンになれるほどには立派ではあるまい

それでも肉を喰らう疚しさとありがたさを

これまで忘れまいと努めてきたはずだった

生け贄を必要とする血の儀式は

もう半世紀も前に放棄したはずだった

殺さないことを大義としていた国民の歩みが

大義のためには殺してもいい国家へと退行してゆく

旧帝国の悪霊どもが今

超大国の赤子を量産するに至ったのだ

醒めない国民たちの手によって

また新たな非国民がつるし上げられている

新しい時代にふさわしいはずのない血の儀式は

新調された国防服をにわかにつまみ食いする国民たちが取り囲む中

死神のような顔つきをした超大国の閥族どもの声を

犬のような顔つきで聞き従う祭司どもの手順で

粛々と残酷に執り行われていった

生け贄を救おうとする非国民の叫び声が

血の式場を飛び越えて

新しい時代へまで響き伝わってゆく

新しい時代にふさわしき市民の産声が上がりはじめる

丁章 詩集『闊歩する在日』(新幹社・〇四・九刊)

控訴棄却「朝鮮女子挺身隊員訴訟」・不法行為認定 名古屋高裁

有岡道夫

五月三十一日、名古屋高裁で三菱女子挺身隊訴訟の控訴審判決があり、翌六月一日、東京品川の三菱重工本社前で抗議行動が行われました。青山邦夫裁判長は、「日韓請求権協定（一九六五年締結）により、いかなる請求もできない」として一審判決を支持し控訴を棄却しました。この裁判は、太平洋戦争末期に女子勤労挺身隊員として名古屋の三菱重工業の軍需工場に動員された、当時一三歳から一五歳の韓国人女性六人と遺族一名の七名が国と同社に計約二億四千万円の損害賠償などを求めた訴訟です。

本誌前号で、判決に先立ち本年一月二十九日、関係四団体が三菱重工社長に署名提出と訴訟の早期解決の面談を行ったことを石川逸子さんがお伝えしました。

先に高裁で勝訴していた西松建設訴訟を「日中共同声明」をもとに最高裁が逆転敗訴に持ち込んだことから今回の「請求できない」という理由での控訴棄却は充分に予想されたことではあります。一方、裁判長は判決理由で一番では事実関係しか認めなかった元隊員

らの被害を、日本に来ることになった経緯は「欺もつや脅迫によつて志願させた」と判断、工場での労働や生活は「年齢に比して過酷な労働であつたほか、貧しい食事、外出や手紙の制限、給料の未払いもあつた」と述べ、国の監督による強制連行、強制労働があつたとし、国の監督による不法行為によつたものと認めました。さらに、これらの強制行為において「個人の尊厳を否定し、正義・公平に著しく反する違法な行為」と指摘、その上で国と同社は民法上の不法行為責任を負担すべきだとしました。国、三菱側は「損害賠償義務が認められるとしても権利行使期間は過ぎており損害賠償責務は消滅している」という主張を続けています。

都市再開発で出現した品川の新三菱村ともいふべき大人工都市の中核を占める三菱重工本社には三〇人ほどの支援者が集まり、名古屋からの原告・弁護士さんたちを待ち受けて抗議の集会がもたれました。入口の中には呼び集められたのであろう若手

男性社員が数名詰めているのが見えます。太平洋戦争時、日本が占領下においた近隣諸国の人々から強制的に取り上げた財産や労働の対価に多くの債務を反古にしています。個人に対する債務であるにもかかわらず、国と結んだ協定を盾に請求権がないとし、請求にいたる年月の経過をもつて時効として門前払いの態度を取り続けています。これに対しILO条約適用専門家委員会は日本の慰安婦、強制労働を今年改めてとりあげ、下級審の数少ない有利な判決が手続的な根拠で覆されている司法のあり方に疑問を投げ、日本政府が、その数が年々減り続けている被害者の救済に應える措置を取ることを希望し、断固として繰り返すと宣言しています。

日本の司法・政府はともにこのような国際的な声に真摯に耳を傾けるべきでしょう。また三菱重工はじめ不法行為と断じられる行為をなした企業は、今国際間でビジネスを展開していく上で信頼を勝ち取るには誠意を持って補償にあたるものが何にもまして重要だと感じて欲しいものです。